

平成七年通商産業省令第四十号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

(用語)

この省令において使用する用語は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(製造の許可の申請)

法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一にによる申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 事業所付近の状況を示す図面

二 事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面

三 物質ごとの製造工程を説明した書面

四 物質ごとの法第四条第二項第四号の器具、機械又は装置の仕様を説明した書面

五 特定物質の保管方法を説明した書面

六 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員)が法第五条各号に該当しないことを説明した書面

七 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

八 法第五条第四号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により特定物質の製造を行なうにあたつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

(製造の許可の基準)

第三条 法第六条第一号の経済産業省令で定める限度は、事業所ごとに年間一トン未満とする。ただし、経済産業大臣が化学兵器禁止条約実施及び検証に関する附属書第六部第八項の單一の小規模な施設として限り認める事業所については、この限りでない。

(変更の許可の申請)

第四条 法第七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書に第十二条号から第四号までに掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、製造の方法の変更であつて、当該許可製造者の特定物質の製造をする能力が増大しないものとする。

(変更の届出)

法第七条第一項又は第三項の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならぬ。

一 法第四条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき 第二条第一号及び第二号に掲げる書類

二 許可製造者が法人であり、かつ、法第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき その法人の登記事項証明書

三 法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたとき 第二条第二号及び第三号に掲げる書類

(製造の廃止の届出)

法第八条第一項の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(使用の許可の申請)

法第十条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第五にによる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(使用の許可の申請)

法第十条第二項第五号のその他経済産業省令で定める事項は、使用をしようとする特定物質の取得方法とする。

三 第一条の申請には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 物質ごとの使用の方法を説明した書面

二 特定物質の保管方法を説明した書面

三 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員)が法第十一条第二項において読み替えて準用する法第五条各号に該当しないことを説明した書面

(譲渡しの届出)

法第十五条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(廃棄の届出)

法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、廃棄をしようとする日の三日前までに、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(承継の届出)

法第二十条第二項の規定により許可製造の許可の承継の届出をしようとする者は、様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(譲渡しの届出)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、使用をした日(引き続き二日以上使用した場合はその終了した日)から二週間以内に様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、引き続き二週間以上使用した場合には、二週間ごとに使用が終了したものとみなす。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第十九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第二十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第二十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第二十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

法第二十二条第一項の規定による記録をしようとする者は、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(記録)

は、当該許可使用者の使用許可証の許可製造者は、承認輸入者記入欄に所定の事項を記入するものとする。

又は許可使用者は、使用許可証及び使用許可証が汚損された場合は、様式第七による申請書及び使用許可証を経済産業大臣に提出し、使用許可証の再交付を受けることができる。

3 経済産業大臣は、前項の再交付をするとときは、当該使用許可証に該当許可使用者が譲り受けることのできる特定物質の数量を記載するものとする。

4 経済産業大臣は、次に掲げるときは、直ちにその使用許可証(第四号の場合にあつては、発見した使用許可証)を経済産業大臣に返納しなければならない。

5 許可使用者は、次に掲げるときは、直ちにその有効期間が満了したとき。

6 許可の有効期間内で使用の目的を達成したとき又はこれを失ったとき。

7 許可を取り消されたとき。

8 第三条の規定により使用許可証の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

9 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

10 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

11 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

12 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

13 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

14 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

15 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

16 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

17 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

18 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

19 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

20 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

21 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

22 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

23 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

24 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

25 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

26 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

27 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

28 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

29 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

30 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

31 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

32 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

33 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

34 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

35 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

36 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

37 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

38 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

39 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

40 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

41 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

42 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

43 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

44 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

45 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

46 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

47 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

48 第二項の規定により使用許可の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

選定されたものにあつては、様式第一による書面及び戸籍謄本。

二 法第二十条第一項の規定により許可製造者は、許可使用者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十二による書面及び戸籍謄本。

三 法第二十条第一項の規定により合併によつて許可製造者又は許可使用者の地位を承継して許可使用者の地位を承継した相続人又は許可使用者の地位を承継した相続人の地位を承継した相続人。

四 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

五 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

六 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

七 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

八 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

九 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十一 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十二 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十三 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十四 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十五 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十六 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十七 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十八 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

十九 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

二十 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

二十一 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

二十二 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

二十三 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

二十四 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

二十五 前項の規定による保存をする場合には、様式第一による書面及び戸籍謄本。

届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(有機化学物質の製造の実績数量の届出)

第二十二条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める数量は、二百トンとする。

法第二十九条第一項の経済産業省令で定める区分は、千トン未満、千トン以上一万トン以下及び一万トン超とする。

法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第二十

一による届出書に国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定有機化学物質の製造の実績数量の届出)

うとする者は、毎年二月末日までに様式第二十

一による届出書に国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面を添えて、事業所の所在地を管

轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(法第二十九条第二項の経済産業省令で定める数量は、三十トンとする。)

(法第二十九条第二項の経済産業省令で定める区分は、二百トン未満、二百トン以上千トン未

満、千トン以上一万トン以下及び一万トン超と

する。)

(法第二十九条第二項の規定による届出をしよ

うとする者は、毎年二月末日までに様式第二十

一による届出書に国際機関が指定する様式に基

づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告

するための書面を添えて、事業所の所在地を管

轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に

提出しなければならない。

(国際機関の指定する者の検査等への立会いの

証明書)

第三十五条 法第三十条第一項の規定により国際機関の指定する者の検査等に立ち会う職員が携

帯する同条第四項の証明書は、様式第二十三に

よるものとする。

法第三十条第五項の規定により国際機関の指

定する者の検査等に立ち会う機構の職員が携

帯する同条第七項の証明書は、様式第二十四によるものとする。

第二十五条 法第三十三条第一項の規定により経済産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被收去者に様式第二十四による收去証を交付しなければならない。

(立入検査の証明書)

第二十六条 経済産業大臣がその職員に携帯させ

る法第三十三条第三項の証明書は、様式第二十

五によるものとする。

2 機構がその職員に携帯させる法第三十三条第

七項の証明書は、様式第二十五の二によるもの

とする。

附 則

(施行期日) この規則は、法の施行の日(平成七年五月五日)から施行する。

(第一種指定物質の製造等及び使用の実績数量の届出)

月五日) 指定する。

(第一種指定物質の製造等及び使用の実績数量

の届出)

この規則は、法附則第四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、その代表者の氏名

二 製造をした事業所の名称及び所在地

三 製造をした第二種指定物質の製造施設の数及び位置

四 事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置

五 当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量

六 法附則第四条第四項において準用する同条第一項の規定による届出をしようとする者は、平成九年四月十八日までに第二十条に規定する様式第十九による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。た

だし、同様式中「第27条において準用する第

25条」とあるのは、「附則第4条第4項におい

て準用する同条第1項」とする。

業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。た

だし、同様式中「第27条において準用する第

25条」とあるのは、「附則第4条第4項におい

て準用する同条第1項」とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、その代表者の氏名

二 製造をした事業所の名称及び所在地

三 製造をした第二種指定物質の製造施設の数及び位置

四 事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置

五 当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量

六 法附則第四条第四項において準用する同条第一項の規定による届出をしようとする者は、平成九年四月十八日までに第二十条に規定する様式第十九による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。た

だし、同様式中「第27条において準用する第

25条」とあるのは、「附則第4条第4項におい

て準用する同条第1項」とする。

業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。た

だし、同様式中「第27条において準用する第

25条」とあるのは、「附則第4条第4項におい

て準用する同条第1項」とする。

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二九五号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第二十三の改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。

この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

この省令は、平成九年三月から施行する。

この省令は、平成九年三月三〇日から施行する。

附 則 (平成二四年一月一二日経済産業省令第八二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行後、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第百九十二号。以下「令」という。)別表二の項の第三欄に掲げる物質を使用する者は、平成二十四年十二月三十一日までの間は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号。以下「法」という。)第二十六条の規定による届出については、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行前に輸出又は輸入された令別表二の項の第三欄に掲げる物質の法第二十八条の規定による届出については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第十七号)

- この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一一日経済産業省令第三六号)

- この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号)

- この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条)

様式第2 (第4条関係)

条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第2 (第4条関係) (平成七年四月一日経済産業省令第十七号の施行日)	
規格印鑑大印附	
年 月 日	規格印鑑大印附
この省令は、公布の日から施行する。	

様式第2 (第4条関係) (平成七年四月一日経済産業省令第十七号の施行日)	
規格印鑑大印附	
年 月 日	規格印鑑大印附
この省令は、公布の日から施行する。	

様式第3 (第5条関係)

条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第2 (第4条関係) (平成七年四月一日経済産業省令第十七号の施行日)	
規格印鑑大印附	
年 月 日	規格印鑑大印附
この省令は、公布の日から施行する。	

様式第2 (第4条関係) (平成七年四月一日経済産業省令第十七号の施行日)	
規格印鑑大印附	
年 月 日	規格印鑑大印附
この省令は、公布の日から施行する。	

様式第4(6号函書類) (平成20年版) 令和2年版(令和2年1月1日施行) 第1回	
製造業者用封書	
年 月 日	
経営者用封書	
氏名又は店名及び個人にあっては、その 代表者の氏名	
化粧品の種類及び販売場所の箇所等に於ける法律第5条第1項の規定に 依り記載願います。	
記 載 す る 事 項	記 載 す る 事 項
登 録 年 月 日	
備 考 欄 用 意 事 項	

形式5 (第3名様式) (本規程の第3名様式。本規程の第2名様式と同一である)	
借用手形の登録	
年 月 日	
新規登録大既読	
既読登録を希望される人にあっては、その 既読登録を希望する旨を記入して下さい。	
化粧品の名前及び数量の記入欄に記入する場合は、必ず「現物」欄に「現物」の印を押す かして下さい。又、同様の2種の表示により2つの方をお選び下さい。	
<input type="checkbox"/> 現物をもとにしてる <input type="checkbox"/> 現物を購入/販賣 <input type="checkbox"/> 現用の目的 <input type="checkbox"/> 現用の方法 <input type="checkbox"/> 現用の時期 <input type="checkbox"/> 現用の場所 <input type="checkbox"/> 現用をよくすること <input type="checkbox"/> 現用をやめること	
備考: 用件のあるときは、日本製鏡株式会社へとすること。	

貢獻獎項申請表				
年 月 日	資 質 類 別 及 名 稱	特 殊 物 質	數 量	備 註

株式会社名	(印) 佐野産業(株)、佐野産業(印)、佐野産業(印)、佐野産業
支店住所	〒350-0012 熊本県宇土市中里
年 月 日	
販賣事業大別名	氏名又は姓及び氏名にあっては、その 代表者等の名
化粧品部の部署及び営業部の部署に於ける当該部署又は課の担当する取扱 の商品又はサービス	
専用販賣機設置場所におけるご近きのもの番号	
取扱又は販賣する商品の番号	
取扱又は販賣する商品名	
備考	
1. 用印欄に捺印されることは、本取扱いを承認したものとすること。 2. 備考欄に記入することの義務はないが、但し取扱の商品からこれまでに 受けた不都合の有無を記入することを建議する。	

第弐式（面積名簿）（平成20年4月～平成21年3月）	年度別記	年　月　日
経営者大田耕		
地名又は役及び個人にあっては、その代表者名		
化学肥料の種類及び実物量の推移等に関する法律第59条第5項の規定による報告書		
化肥料の種類及び実物量の推移等に関する法律第59条第5項の規定による報告書		
登録した作物及び農業用機械		
登録した小豆		
登録した小麦		
登録した大豆		
登録したさとうきび栽培許可の番号		
備考　飛散防止装置は、本年度は選択特許 A 4 とすること。		

第8式第12(被写入者)用紙		(印字用紙)の右端に「被写入者」又は「被写入者用紙」と記入する。
許可証番号		
年　月　日		
新規登録大蔵省		
氏名又は名前及び法人にてあっては、その 代表者の氏名		
化粧品の販売及び特許権の権利者に関する法律規則の適用を認めたる規定に 依り、次のとおり記載願ります。		
本申請の原因		
被写入者(氏名又は会社名及び法人 にてあっては、その代表者の氏名)		
被写入者の住所		
本申請に付記する件の件名 (被写入者用紙)		

様式第111(第12条関係) (第12条関係)(第12条関係)(第12条関係)

許可製造者(許可使用業者)の経営実績登録書 年月日

新井産業大口版

認証書発行者

他の会社で許可製造者(許可使用業者)について相談がありましたことを記載します。

被相談者の会社名	
被相談者の会社住所	
被相談者の会社業種・会員第1種 販賣業者登録番号の、許可を 受けた年月日	
被相談者の会社の会員登録	
許可製造者(許可使用業者)の 所在地を承認するとして選ば れた者の会社名	
許可製造者(許可使用業者)の 所在地を承認するとして選ば れた者の会社住所	
被相談者の会社の会員登録	

備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 許可者は、新規事業者(許可使用業者)へ地元を承認することとして相
談したものを新規入会費の記入欄に記入すること。

様式第112(第12条関係) (第12条関係)(第12条関係)(第12条関係)

許可製造者(許可使用業者)の経営実績登録書 年月日

新井産業大口版

認証書発行者

他の会社で許可製造者(許可使用業者)について相談がありましたことを記載します。

被相談者の会社名	
被相談者の会社住所	
被相談者の会社業種・会員第1種 販賣業者登録番号の、許可を 受けた年月日	
被相談者の会社の会員登録	
許可製造者(許可使用業者)の 所在地を承認した者の会社名	
許可製造者(許可使用業者)の 所在地を承認した者の会社住所	
被相談者の会社の会員登録	

備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 許可者は、A4以上とすること。

様式第113(第13条関係) (第13条関係)(第13条関係)(第13条関係)

許可実績登録書 年月日

新井産業大口版

認証書発行者

他の会社で許可実績登録書(第13条関係)について相談しましたことを記載します。

被相談者の会社名	
被相談者の会社住所	
被相談者の会社業種・会員第1種 販賣業者登録番号の、許可を 受けた年月日	
被相談者の会社の会員登録	
許可実績登録書(第13条関 係)で記入するところの 年月日	日 月 年

備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届け出は、新規1月1日から12月31までの製造数量及び最大
生産量を記入すること。

様式第114(第14条関係) (第14条関係)(第14条関係)(第14条関係)

使用実績登録書 年月日

新井産業大口版

認証書発行者

他の会社で使用実績登録書(第14条関係)について相談しましたことを記載します。

被相談者の会社名	
被相談者の会社住所	
被相談者の会社業種・会員第1種 販賣業者登録番号の、許可を 受けた年月日	
被相談者の会社の会員登録	
使用実績登録書(第14条関 係)で記入するところの 年月日	日 月 年

備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 用語などは、業界に定める場合、更に実物の日々の手帳などで記載すること。

第3回 第2回(次回) 予定日(月) 年月日 年月日(次回) 年月日(次回)	
輸出(元) 製造出荷日	
年月日	
新規取引大別名	
販賣は物名及び個人にあっては、その 代表的な名	
取引名	
仕入業者の名及び販賣の根柢に據るる出荷地の根柢により次の 欄に記入せよ。	
販賣用印をした 販賣の根柢	
第一欄 第二欄 第三欄	
販賣用印をした 販賣の根柢	
販賣用印をした 販賣の根柢	港 手 国 数 量
	kg
	kg
	kg
	kg

株式会社(本店の所在地) (千円未満は、半角で記入する。又は、株式会社の名称と住所を記入する。)	
製造実業者登録簿	
年 月 日	
販売実業者大別名	日本文化堂書店株式会社にあっては、その代表者の氏名
販売実業者小別名	
販売実業者に於ける販賣物の種類等に関する規則並み規則の規定に従ふる所。	
製造した商品の品目名	
製造した商品の実用的範囲	
販売元に於ける販賣した商品のうちで何等かの商品が既に輸出された旨の記載	1,000トン未満
販賣する場合に於ける販賣額	1,000トン以上10,000トン以下
販賣する場合に於ける販賣額	10,000トン以上
運送元に於ける販賣物の品目名	
運送元に於ける販賣物の品目名	

様式第22（第24条関係）（甲）（乙）（丙）（丁）（戊）（第六回）

（第2回）

番 号	
在学部の性及び被定物の使用等に関する法律第26条第1項の規定によ る登録料金立替用紙	
MEMBER of JAPANESE Escort TEAM	
性別及び氏名 (NAME)	年 月 日生 (DATE OF BIRTH)
年 月 日發行 (DATE OF ISSUE)	年行 (YEAR)
備考	

（第3回）

番 号	
在学部の性及び被定物の使用等に関する法律第26条第1項の規定によ る登録料金立替用紙	
MEMBER of JAPANESE Escort TEAM	
性別及び氏名 (NAME)	年 月 日生 (DATE OF BIRTH)
年 月 日發行 (DATE OF ISSUE)	年行 (YEAR)
備考	

（第4回）

（第5回）

（第6回）

（第7回）

（第8回）

（第9回）

（第10回）

（第11回）

（第12回）

（第13回）

（第14回）

（第15回）

（第16回）

（第17回）

（第18回）

（第19回）

（第20回）

（第21回）

（第22回）

（第23回）

（第24回）

（第25回）

（第26回）

（第27回）

（第28回）

（第29回）

（第30回）

（第31回）

（第32回）

（第33回）

（第34回）

（第35回）

（第36回）

（第37回）

（第38回）

（第39回）

（第40回）

（第41回）

（第42回）

（第43回）

（第44回）

（第45回）

（第46回）

（第47回）

（第48回）

（第49回）

（第50回）

（第51回）

（第52回）

（第53回）

（第54回）

（第55回）

（第56回）

（第57回）

（第58回）

（第59回）

（第60回）

（第61回）

（第62回）

（第63回）

（第64回）

（第65回）

（第66回）

（第67回）

（第68回）

（第69回）

（第70回）

（第71回）

（第72回）

（第73回）

（第74回）

（第75回）

（第76回）

（第77回）

（第78回）

（第79回）

（第80回）

（第81回）

（第82回）

（第83回）

（第84回）

（第85回）

（第86回）

（第87回）

（第88回）

（第89回）

（第90回）

（第91回）

（第92回）

（第93回）

（第94回）

（第95回）

（第96回）

（第97回）

（第98回）

（第99回）

（第100回）

（第101回）

（第102回）

（第103回）

（第104回）

（第105回）

（第106回）

（第107回）

（第108回）

（第109回）

（第110回）

（第111回）

（第112回）

（第113回）

（第114回）

（第115回）

（第116回）

（第117回）

（第118回）

（第119回）

（第120回）

（第121回）

（第122回）

（第123回）

（第124回）

（第125回）

（第126回）

（第127回）

（第128回）

（第129回）

（第130回）

（第131回）

（第132回）

（第133回）

（第134回）

（第135回）

（第136回）

（第137回）

（第138回）

（第139回）

（第140回）

（第141回）

（第142回）

（第143回）

（第144回）

（第145回）

（第146回）

（第147回）

（第148回）

（第149回）

（第150回）

（第151回）

（第152回）

（第153回）

（第154回）

（第155回）

（第156回）

（第157回）

（第158回）

（第159回）

（第160回）

（第161回）

（第162回）

（第163回）

（第164回）

（第165回）

（第166回）

（第167回）

（第168回）

（第169回）

（第170回）

（第171回）

（第172回）

（第173回）

（第174回）

（第175回）

（第176回）

（第177回）

（第178回）

（第179回）

（第180回）

（第181回）

（第182回）

（第183回）

（第184回）

（第185回）

（第186回）

（第187回）

（第188回）

（第189回）

（第190回）

（第191回）

（第192回）

（第193回）

（第194回）

（第195回）

（第196回）

（第197回）

（第198回）

（第199回）

（第200回）

（第201回）

（第202回）

（第203回）

（第204回）

（第205回）

（第206回）

（第207回）

（第208回）

（第209回）

（第210回）

（第211回）

（第212回）

（第213回）

（第214回）

（第215回）

（第216回）

（第217回）

（第218回）

（第219回）

（第220回）

（第221回）

（第222回）

（第223回）

（第224回）

（第225回）

（第226回）

（第227回）

（第228回）

（第229回）

（第230回）

（第231回）

（第232回）

（第233回）

（第234回）

（第235回）

（第236回）

（第237回）

（第238回）

（第239回）

（第240回）

（第241回）

（第242回）

（第243回）

（第244回）

（第245回）

（第246回）

（第247回）

（第248回）

（第249回）

（第250回）

（第251回）

（第252回）

（第253回）

（第254回）

（第255回）

（第256回）

（第257回）

（第258回）

（第259回）

（第260回）

（第261回）

（第262回）

（第263回）

（第264回）

（第265回）

（第266回）

（第267回）

（第268回）

（第269回）

（第270回）

（第271回）

（第272回）

（第273回）

（第274回）

（第275回）

（第276回）

（第277回）

（第278回）

（第279回）

（第280回）

（第281回）

（第282回）

（第283回）

（第284回）

（第285回）

（第286回）

（第287回）

株式第25の2(第26条関係) (平成26年6月1日付、平成26年6月1日以後施行)
 (表二)

 所属会員名 年 月 日生 年 月 身分 姓 名	Q 化学販売の都合及び特定物質の規制等に関する法律第35条第1項の規定による交付機関印
---	--

(備考) 化学販売の都合及び特定物質の規制等に関する法律第35条第1項の規定による交付機関印
 第35条第1項「当該会員又は、この法律の施行に必要な限度において、その職務上、許可申請者、承認申請者、許可者若しくは審査請求者、申請人、被申請人、相手、審査その他の行為を執る者等に、同法第45条第1項から第4項までの規定によりして記載する事項」の記載で充當させることとする。
 第35条第4項「当該会員又は、必要があると認めときは、機関に、第1項の規定による交付機関、質問又は査定を行なうことができる。
 第45条「当該会員にに対する査定は、30万円以下の額に附する。
 1. 質問は、第1項の規定による査定なしに自己を負担し、前二項に依り、以降の...」の記載に付けて置かれてます。更に「役員登録の各項をした旨
 講習受講の旨をも、日本薬剤師会登録をす」とあります。